

土地利用制度による誘導

1 緑化地域制度

(1) 緑化地域制度の概要

ア 制度の概要

緑化地域制度は、都市緑地法において平成 16 年に創設された制度である。緑が不足している市街地などにおいて、都市計画における地域地区として「緑化地域」の都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度である。

イ 指定要件

緑化地域の指定の要件は、「用途地域が指定がされている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」とされている。

ウ 都市計画に定める内容

緑化地域を指定するためには、都市計画において、①指定の対象となる区域、②建築物の緑化率の最低限度を定める。また、必要に応じて市町村の条例で、③緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模を定めることができる(条例で定めない場合は、1,000 m²以上となる。)

(2) 横浜市の緑化地域指定に係る都市計画案

横浜市では、現在、緑化地域の指定に向けた準備を進めており、その概要は、次のとおりである。

ア 指定の対象となる区域

緑化地域の指定区域は、都市計画法に規定する住居系用途地域全域とする。市街化区域の緑を構成する山林や農地は、その約 9 割が市民生活に身近な場所である住居系用途地域に分布しており、年間約 72ha の緑が減少している。このため、急速に緑が減少しており、良好な住環境の形成のために、緑の創出を図ることが必要な区域として指定することとしている。

【参考】住居系用途地域の種類

- 第 1 種低層住居専用地域
- 第 2 種低層住居専用地域
- 第 1 種中高層住居専用地域
- 第 2 種中高層住居専用地域
- 第 1 種住居地域
- 第 2 種住居地域
- 準住居地域

イ 緑化率の最低限度

緑化率の最低限度は、横浜市における既存の緑化制度や都市の緑の状況、用途地域等における建ぺい率等の規制を踏まえ、10%とする。

ウ 緑化率の規制の対象となる敷地面積

緑化率の規制対象となる敷地面積は、既存の条例に基づく緑化協議を行ってきた実績等を踏まえ、条例により、500 m²以上とすることを考えている。緑化地域制度は、建築基準関係規定であるため、より強制力のある手続き・罰則が可能となり、確実な緑地の確保が見込まれる。

2 斜面緑地の開発行為に関する景観計画【今後検討】

(1) 背景と課題

横浜市では、高度経済成長による急激な人口増加の影響を受け、都市化が急速に進行した。近年、人口は全国的に減少傾向へと転じたが、横浜市では、未だ増加傾向にあり、住宅需要に伴う開発圧力は依然として高い。

これまでの都市化の進行により、市街化区域における開発適地は確実に減少しているものの、土地利用規制の緩和や建築・土木技術の進歩から、従来は開発が困難とされ、市街地の貴重な緑として存続してきた斜面地の緑地、いわゆる斜面緑地が開発の対象とされている。

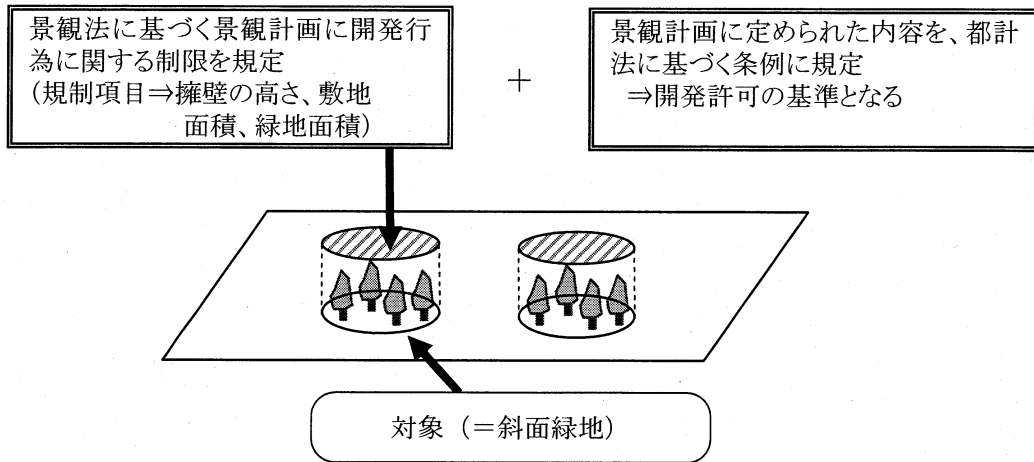
横浜市では、斜面緑地を含む斜面地での共同住宅への対応策として、既に地下室マンション条例等を制定（平成16年6月1日施行）し、周辺への圧迫感の軽減や一定の緑化を義務づけているが、対象とならない戸建住宅については、依然として開発・建築が行われており、市街地に残された斜面緑地は確実に失われていく傾向にある。

このような背景と課題を踏まえ、横浜市では、景観法を活用し、市街地の斜面緑地における開発を適切に誘導して緑の環境に相応しい景観を形成するとともに、市民にとって潤いと安らぎを感じることでできる快適な住環境を創出していくことを目的として、「斜面緑地の開発行為等に関する景観計画」の検討を進めている。

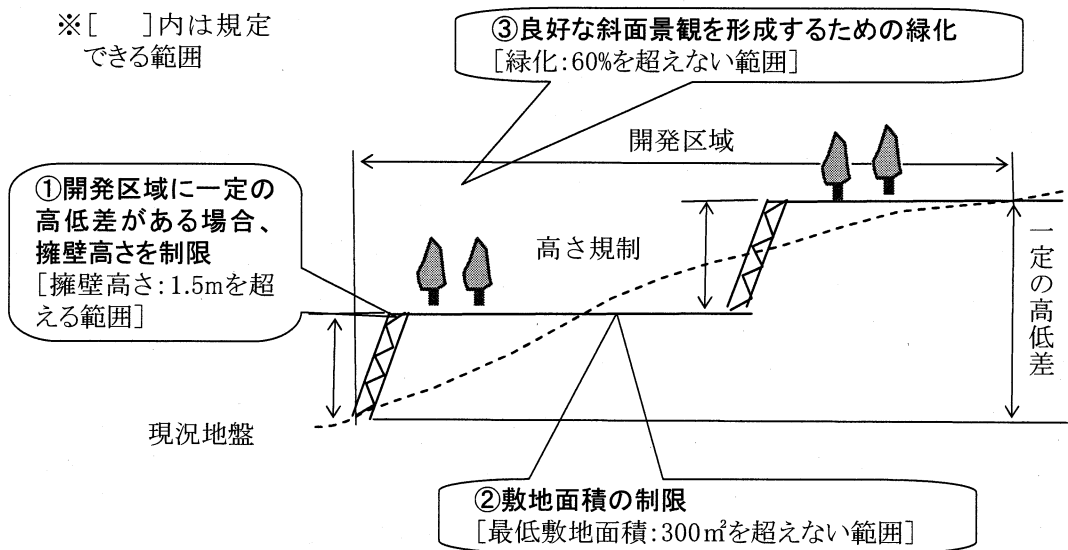
(2) 施策の枠組み

景観法を活用した斜面緑地開発への対応策は、景観法に基づく景観計画に、対象（＝斜面緑地）と制限内容を位置付け、あわせて都市計画法に基づく条例（横浜市開発事業の調整等に関する条例）に、その制限内容を定める方法を検討している。これによって、制限内容を開発許可の基準として運用することができるようになるため、制限内容に応じた施策の実効性が担保性される仕組みとなっている。

開発許可基準として定められる制限項目は、都市計画法施行令の規定により、①擁壁の高さ、②敷地面積の最低限度、③緑地面積の3つとされており、今後、これらの制限項目を組み合わせ、良質な住環境の形成に資する斜面緑地開発の適切な誘導を実現していくための具体的な景観計画の策定を検討していくこととなる。



(3) 都市計画法の内容



3 市街化調整区域の土地利用

(1) 基本的な考え方

- ア 「横浜みどりアップ計画」や、開発許可制度の運用により、多様化した市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用の実現を図る。
- イ 自然的環境の維持や都市機能の向上など、都市づくりの方針に見合う適切な土地利用の実現を図る。
- ウ 良好な自然的環境と調和し、適切な土地の維持・管理に資する施設等について、立地を認める。

本市の市街化調整区域は、昭和 45 年の指定以来、市民の森や特別緑地保全地区などの緑地

施策、農業専用地区などの農地施策、及び都市計画法に基づく開発許可制度の運用により、開発圧力が高い地域にあっても、総体としての環境を概ね維持してきた。

しかしながら、指定以来 40 年近くが経過し、この間法令等により立地可能な施設が拡大されてきたこともあり、指定当初から比べて様々な土地利用が進んだ結果、現在では、市街化調整区域といっても、多様な地域が形成されている。

個別の地区についてみると、農地・緑地の減少や様々な都市的土地利用の混在がみられ、市街化調整区域を一律にとらえるのではなく、地域の特性を踏まえた、望ましい土地利用を誘導する視点が求められる。

そこで、良好な自然的環境が維持されている地域や、都市的な土地利用が一定程度集積している地域など、市街化調整区域内での様々な土地利用実態を踏まえ、周辺への影響が大きい施設については、地域の環境に調和した開発計画となるよう基準を見直すなど、都市計画法に基づく開発許可制度の運用により、それぞれの地域特性に応じた土地利用の実現を図る。

また、「横浜みどりアップ計画」により、緑に関する様々な保全策を行う地域では、社会福祉施設など大規模な緑地の減少を伴う一定の施設の立地を抑制する一方で、高速道路インターチェンジなどの都市基盤が整備され、都市的な土地利用が都市づくり上位置づけられた地域では、無秩序なスプロールを抑制し、一定の施設の立地を認めることなどにより、適切な土地利用を誘導し、本市の都市づくり施策の実現を図る。

さらに、循環型社会や景観への関心の高まりなど、市街化調整区域の指定当時の社会状況の変化を踏まえ、これまで市街化調整区域での立地を認めていなかった施設についても、小規模で周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、土地利用の適正な管理に不可欠と認められるものや良好な自然的環境の維持・向上に資するものについては、一定の条件のもとに、立地を認める。

(2) 地域別の対応

市街化調整区域の土地利用施策の対応は、緑地等を保全する地域、計画開発を検討する地域など、それぞれの地域特性に応じたものとします。

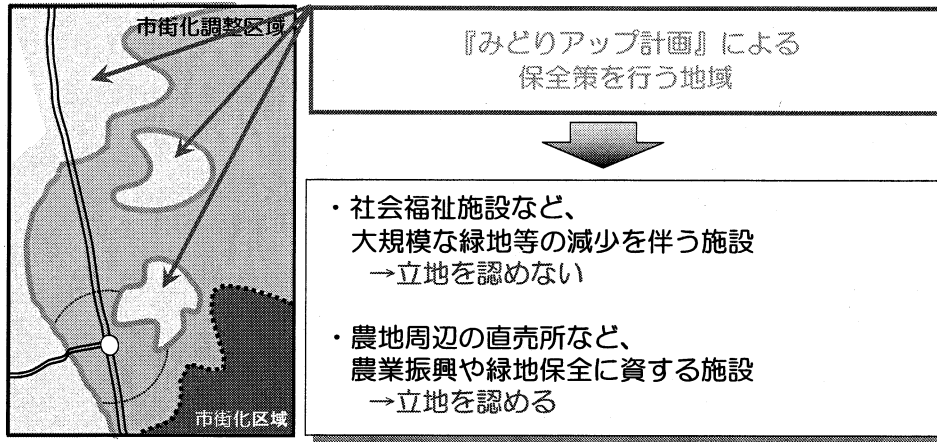
開発許可にあたっては、緑地等に配慮しつつ、周辺環境との調和を図ります。

ア 緑地等を保全する地域

「横浜みどりアップ計画」による緑地保全指定面積の拡大、農業支援の充実などの施策のもと、緑地等の保全策を行う地域では、学校、病院、社会福祉施設などの公益的施設等の立地を他の地域に誘導する方向で基準を見直すとともに、緑地の保全や農業の振興に資する施設については、立地を認める。

あわせて、周辺の緑との調和を図る観点から、現行の敷地内の緑地に関する基準を見直す。

〈開発許可制度の運用イメージ〉



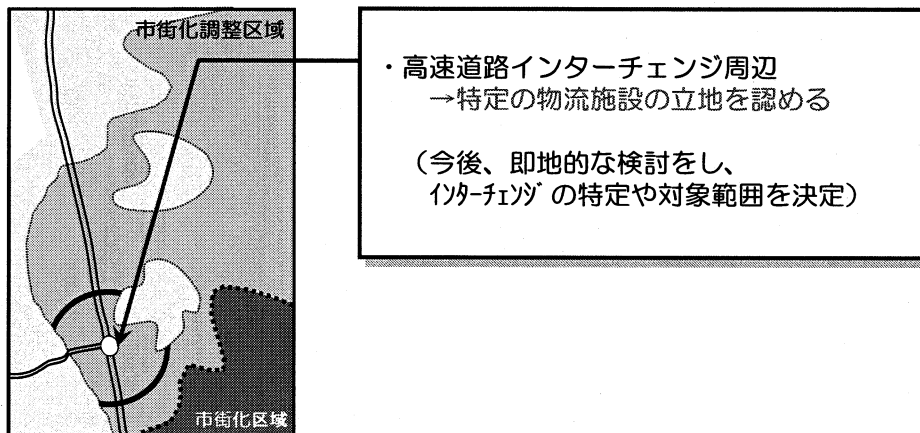
イ 緑地等を保全する地域以外の地域

(ア) 計画開発を検討する地域

市街化調整区域内の鉄道駅周辺においては、「都市計画マスタープラン」や「整備、開発及び保全の方針」などの都市づくり上の位置づけのもとに、計画的な土地利用を図る。

交通インフラ上特に重要な高速道路インターチェンジ周辺においては、特定の物流施設（物流総合効率化法に基づく認定を受けた特定流通業務施設）について、敷地が接する道路幅員など一定の要件のもとで立地を認める。

〈開発許可制度の運用イメージ〉

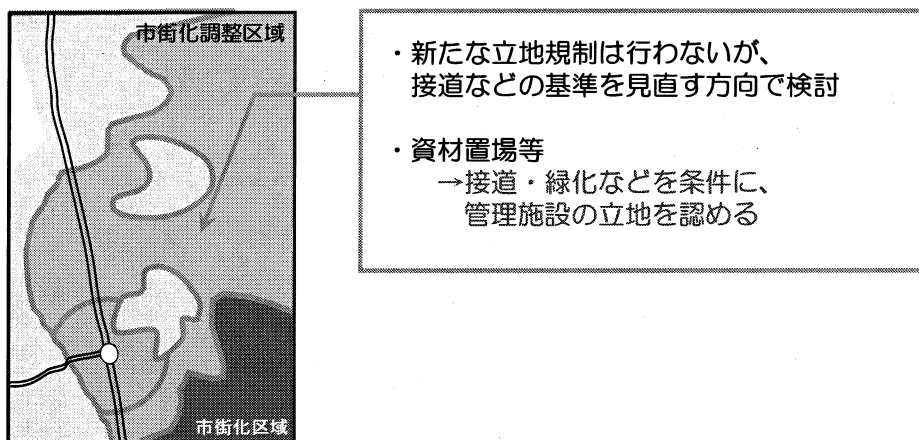


(イ) その他の地域

都市的土地利用を多く含むことから、スプロール防止を図りながら、これまで立地を認めてきた施設は、原則として引き続き立地を認めることとする。

また、資材置き場等について、接道要件を満たし、周辺環境との調和が図られるよう敷地内に緑地を設けた場合、必要最小限の管理用建築物の立地を認める。

〈開発許可制度の運用イメージ〉



3 今後の対応

緑地や農地の保全策等と連携し、必要な開発許可の基準等を見直しを行っていきます。
開発許可等の対象とならない土地利用についても、引き続き、適切な立地誘導の方策を検討する。

横浜市の財政状況・行政改革等の取組

1 財政状況

(1) 財政状況

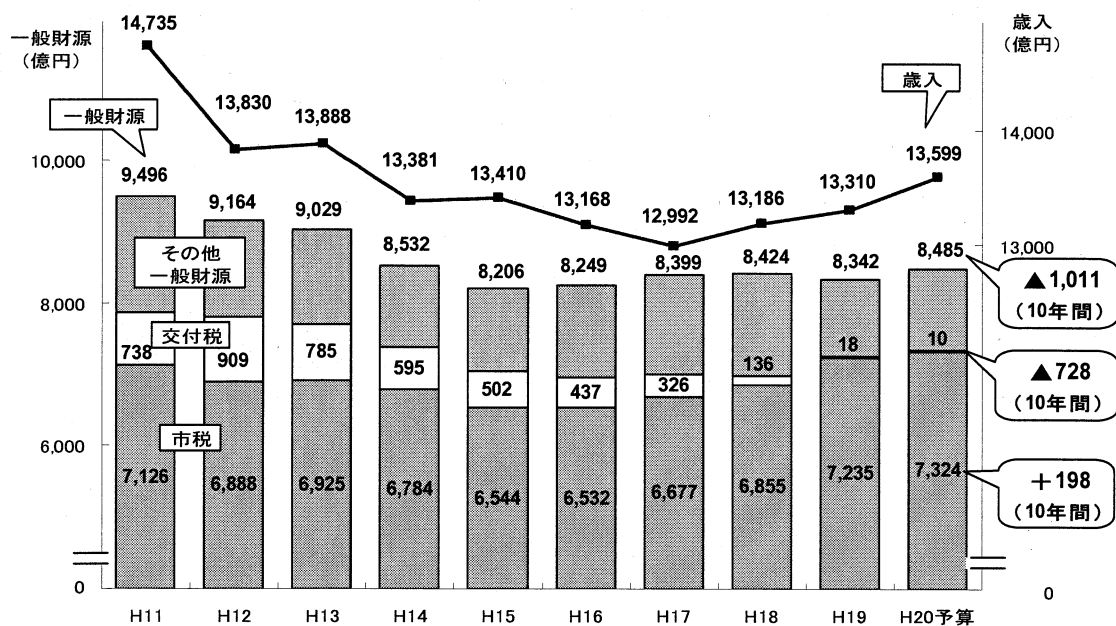
ア 歳入の推移

横浜市の 20 年度一般会計予算は 1 兆 3,599 億円と、政令市では大阪市に次いで 2 番目、都道府県を含めても 10 番目の規模になる。ここ 10 年間の推移を見てみると、12 年度から 17 年度までの一般会計予算は、厳しい財政状況から概ね縮小傾向にあったが、18 年度からは税制改正の影響や景気回復による税収増などにより、3 年連続で前年度を上回る規模となった。

歳入の中心である市税収入については、11 年度から 16 年度までは、13 年度にやや対前年度を上回ったものの、11 年度の恒久的減税の実施や 12 年度、15 年度の固定資産税の評価替えの影響などもあって、基本的に減収が続いた。17 年度以降は、税制改正や税源移譲の影響、企業収益が好調であることなどから、4 年連続増収となった。

ただし、税収の伸びに伴う普通交付税の減収などにより厳しい財政状況は続いており、特に、用途が特定されておらず、地方自治体の判断で自由に使うことができる一般財源については、この 10 年間で約 1,100 億円も減少している。

■一般会計歳入決算額の推移■



イ 歳出の推移

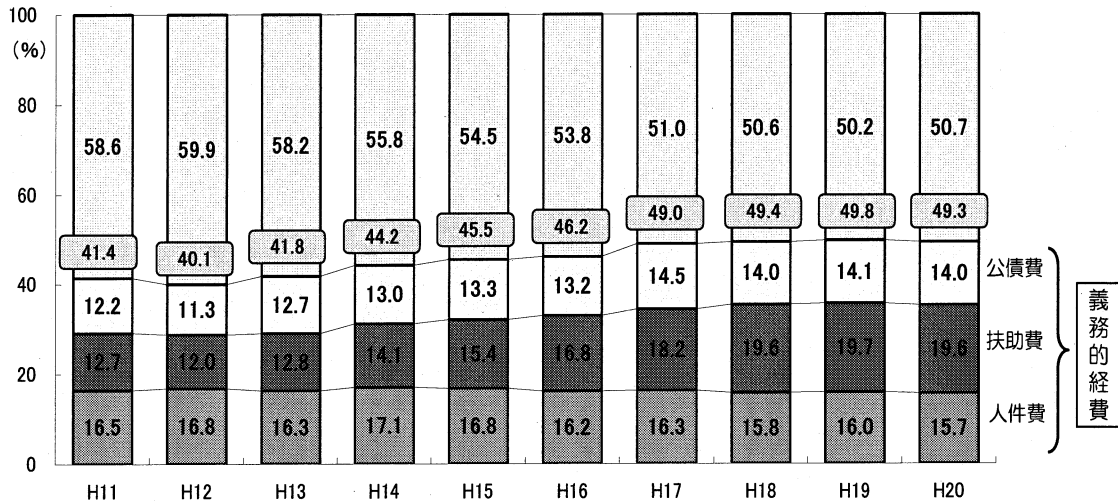
20 年度予算における義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合は 49.3%と歳出の半近くを占め、11 年度の 41.4%から比較すると、10 年間で 7.9 ポイントも伸びている。

具体的には、義務的経費のうち「人件費」については、効率的な行政運営により職員定数の削減等を図っているが、福祉・医療・子育てなどの経費である「扶助費」の割合について

は、今後も増加傾向が続くことが予想される。また、道路や公園、学校などの公共施設の建設に必要な資金として過去に発行した市債の返済や利子の支払いに充てる「公債費」については、市債の発行抑制などの効果もあり、ここ数年14%前後で推移している。

予算における義務的経費の割合が増えていくと、いわゆる「財政の硬直化」を招き、多様なニーズへの対応が困難になる。横浜市は、厳しい財政状況の下でも必要不可欠なサービスを確実に提供していくため、持続可能な財政の確立を目指し、様々な効率化や財政の健全化に取り組んでいるところである。

■一般会計歳出予算構成比の推移■



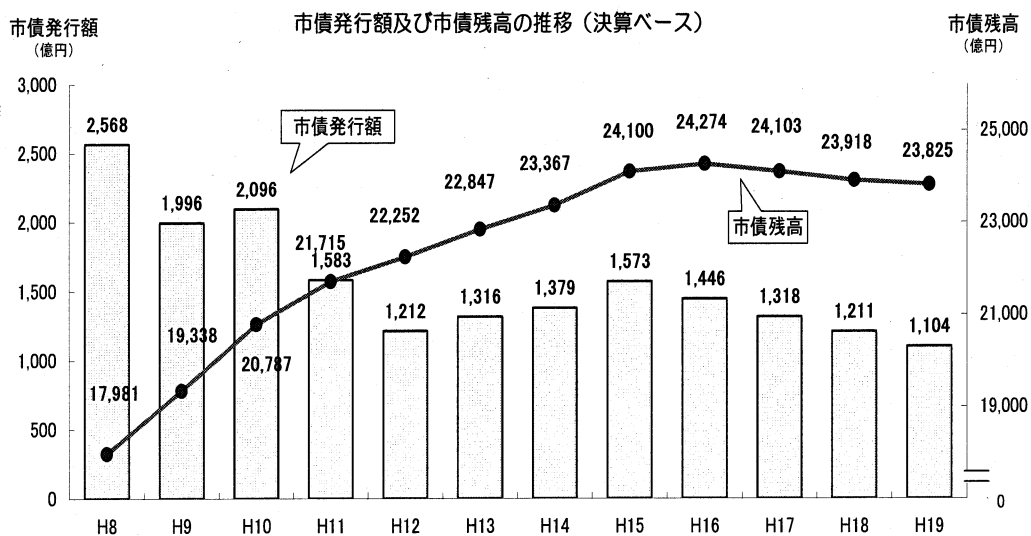
ウ 財政健全化に向けた取組

横浜市は、一般会計の市債については、9年度から一般的な市債の発行抑制を始めている。

16年度からは、15年10月に策定した「中期財政ビジョン」に基き、一般会計の全ての市債と、特別会計・公営企業会計の市債のうち「市税等で償還する必要がある市債」について、発行額を対前年度8%減となるよう、より厳しくかつ計画的な発行抑制に取り組んだ結果、戦後一貫して増加していた一般会計の市債残高は、17年度から減少に転じたところである。

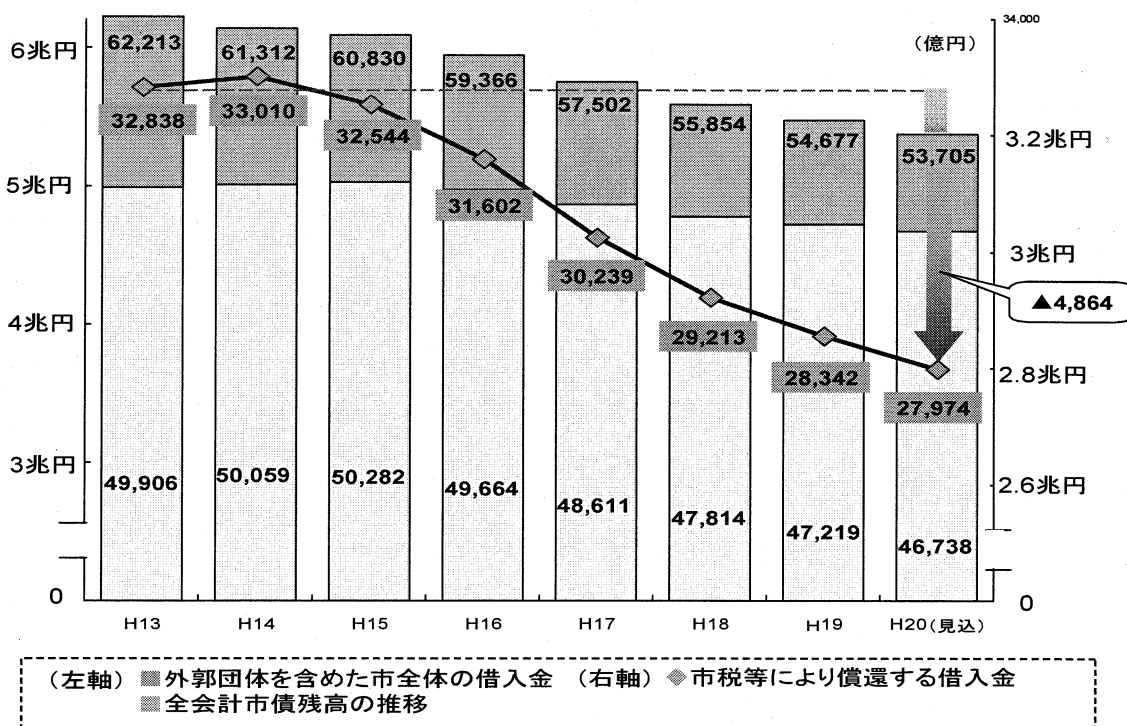
さらに、18年12月に策定した「横浜市中期計画」に基き、19年度から22年度まで、一般会計の全ての市債と特別会計・公営企業会計で発行する市債のうち「市税等で償還する必要がある市債」の発行額を、毎年度5%程度減らしていくこととし、着実に取り組んでいる。

■一般会計市債の発行抑制と残高縮減■



なお、横浜市では、14年度に全国の地方自治体で初めて、外郭団体も含めた全ての借入金の実態を整理・公表し、計画的な返済を行ってきた。その結果、外郭団体を含めた横浜市全体の借入金残高については、13年度末から20年度までの7年間で8,508億円、うち「市税などで返済する借入金」については4,864億円減少する見込みである。

■外郭団体を含めた市全体の借入金の縮減■



さらには、行政推進費や経常的内部経費、施設等整備費の縮減にも計画的に取り組み、一定の財政規律の下での財政運営に努めている。

エ 今後の財政見通し

「横浜市中期計画」においては、本計画に掲げた経費縮減目標を達成してもなお、21年度は100億円、22年度は60億円の収支不足を見込んでいる。加えて、最近の社会・経済状況を考えると、歳入面においては、原油価格の高騰や食料品を始めとする物価上昇など、経済環境の悪化による市税収入等への影響により、今後も一般財源の減収傾向が続くことが予想される。一方、歳出面においては、先に述べた義務的経費の増加は今後も続くことが見込まれる上、原油高に伴うガソリン価格の上昇による運送費用の増加や原材料価格の高騰など、財政を取り巻く環境は厳しさを増してきている。

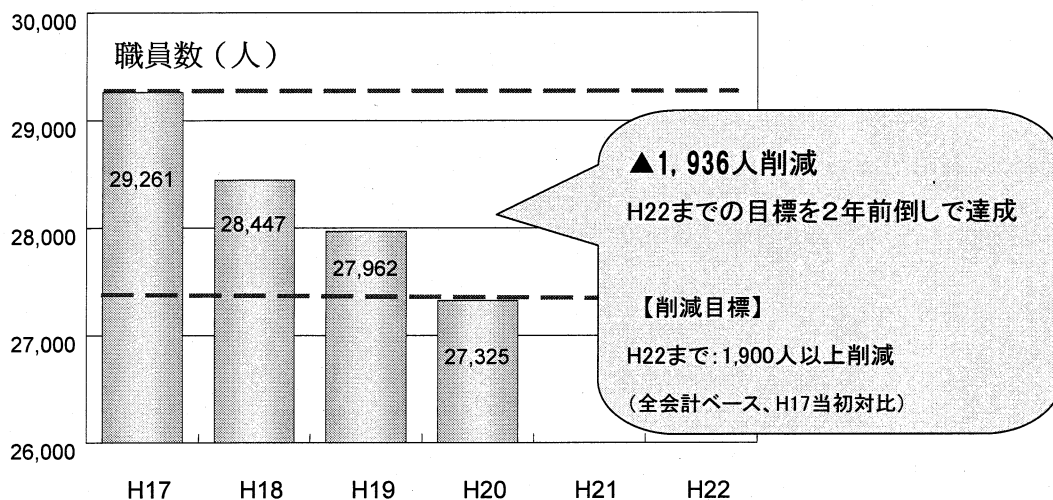
このような状況を踏まえ、将来にわたる持続的な発展と市民満足度の向上を実現するため、財政の健全化とサービスの向上を両立させるよう、引き続き健全な財政運営に努めていく。

2 行政改革の取組

(1) 職員定数の見直し

施策・事業のあり方、仕事の進め方を見直すことにより、簡素で効率的な執行体制の構築に努めた結果、職員定数については、中期計画に定める22年度までの削減目標（▲1,900人）を2年前倒しの20年度で達成した。

なお、19年4月1日現在、普通会計での比較では、人口1,000人あたり職員数は、指定都市の中で最少となっている。



(2) 職員の給与制度の見直し

横浜市独自の主な取り組みとして、17年10月から資源循環局の現場職員に支給される給料の調整額を廃止し、18年4月から特殊勤務手当を原則廃止した。

また、19年人事委員会勧告に基づき、19年12月から月例給で▲1,297円、率にして▲0.31%の引下げを行うとともに、住居手当の支給区分を一部廃止した。

なお、給料月額については、14年度から19年度まで、16年度の据え置きをはさんで、引き続いての引き下げ改定となっている。

【参考】

その他の取り組み

・退職手当の見直し	最高支給月数62.7月→59.28月	(16年1月～)
・退職時特別昇給の廃止	退職時1号昇給の廃止	(17年1月～)
・55歳昇給抑制	55歳以上は昇給幅を1/2に抑制	(19年4月～)
・通勤手当支給方法の変更	1箇月単位→6箇月単位	(16年4月～)
・出張旅費の見直し	近隣地（県内・23区内等）への出張に係る日当の廃止	(16年2月～)
	日額旅費の廃止	(19年11月～)

給与改定について

12年度・・・給料表は改定せず	期末・勤勉手当▲0.20月（4.95→4.75月）
13年度・・・	期末・勤勉手当▲0.05月（4.75→4.70月）
14年度・・・▲1.71%	期末・勤勉手当▲0.05月（4.70→4.65月）
15年度・・・▲1.01%	期末・勤勉手当▲0.25月（4.65→4.40月）
16年度・・・勧告なし	
17年度・・・▲0.40%	期末・勤勉手当0.05月（4.40→4.45月）
18年度・・・▲0.26%	期末・勤勉は勧告なし
19年度・・・▲0.31%	期末・勤勉手当0.05月（4.45→4.50月）

(3) 民間委託等の推進、指定管理者制度導入の取組

「民の力が存分に発揮される都市、横浜の実現」という都市経営の考え方のもと、事業のあり方等の検討を踏まえて、サービス面や経費面において効果が認められる場合には、積極的に民間のノウハウ等の活用を図ってきた。

ア 民間委託等の推進（主なもの）

H15～H19 までの取組		20年度以降の取組
交通局のあり方検討	改善型公営企業を目指すことで対応	H19.6 市営交通5か年経営プラン H19.10 市営交通アクションプラン
学校給食調理業務	65校で実施	20年度末までの民間委託校：85校 (22年度末：125校)
水道メーター検針委託	10区で実施	20年度は新たに3区で実施 水道料金整理業務委託：4区で新たに実施
地下鉄駅業務委託	21駅で実施	引き続き拡大検討

イ 指定管理者制度の導入の取組

選定にあたっては、民間事業者等を含めた幅広い団体の参入を促すため、公募を基本とするとともに、積極的な施設情報の提供、選定結果や議事録の公開等により、公正・公平・透明性を確保し、施設ごとに最もふさわしい指定管理者を選定してきたところである。

20年6月までに912施設に指定管理者制度を導入している。

横浜市における公の施設数	4,300施設
個別法によって管理者が限定されている施設（学校、河川、道路など）	550施設
直営施設	2,838施設
街区公園（公園愛護会による管理運営）、港湾施設（荷さばき地など）、保育所	2,765施設
公会堂、図書館、墓地・霊堂、斎場、公園、市場、病院、知的障害者更生施設など	73施設
指定管理者制度導入済み施設	912施設

○ 現在、指定管理者制度導入施設912施設のうち97.0%*を公募

※ 公募を行わないことができる施設：地域団体で管理運営する集会所、公園内自然体験施設など19施設
 <参考> 全国平均 29.1% 政令指定都市平均 48.8% (19.1.31 総務省公表資料より)

(4) 経常的経費の縮減

「横浜市中期計画」に基き、行政内部経費の縮減としては、人件費の縮減のほか、民営化・委託化の推進や業務のIT化の推進、事務事業の見直しなどを進め、経常的経費の縮減を図っているところである。

具体的には、19年度から取り組んでいるが、毎年度、行政推進経費（施設運営など）を1%削減するとともに、経常的内部経費（庁舎管理、管理事務など内部経費など）を3%削減している（重点事業の実施に伴う追加額や新規事業等は除く。）。

(単位：百万円)

	18年度予算	19年度予算	20年度予算
行政推進経費 (▲1%目標)	195,173	193,121 (▲1.1%)	191,098 (▲1.0%)
経常的内部経費 (▲3%目標)	73,956	68,196 (▲7.8%)	66,057 (▲3.1%)

(5) 外郭団体改革の推進

横浜市の外郭団体は、現在42団体である（ピークは平成5年～7年度で67団体）。

外郭団体改革は、「外郭団体の自主的・自立的経営の促進」を図るため、専門家による外部評価を取り入れた独自のPDCAサイクル(特定協約団体マネジメントサイクル)を実施している。

<外郭団体数の推移>

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
56団体	55団体 (▲1)	53団体 (▲2)	48団体 (▲5)	44団体 (▲4)	42団体 (▲3+1)	42団体

3 緑の保全・創造に向けた財源確保の取組（増収策）

環境創造局で検討・実施している主な取組みは、次のとおりである。今後とも、引き続き、財源確保に向けた取組を推進していく。

事業名	内容	事業開始時期	確保額
○「よこはま緑の街づくり基金」寄附	民有地緑化推進に向け、市民、企業、団体等からの寄附金を積み立て、その利息によって市民の緑化活動を支援。	昭和59年度	(平成19年度積立額) 16,134千円
○「よこはま協働の森基金」寄附	市民、団体、企業に「よこはま協働の森基金」について広く周知を行うとともに、協働パートナー制度、企業提案による新たな手法などを導入し、基金造成のための寄附をいただいている。	平成17年度	(平成19年度実績) 3,850千円
○ネーミングライツ	施設維持管理コストの軽減やスポーツ振興等を目的として、ネーミングライツ（命名権）契約を締結。		
日産スタジアム	日産スタジアム（旧名称：横浜国際競技場）について、日産自動車と5年間の契約を締結。	平成16年3月	(平成19年度実績) 470,000千円
ニッパツ三ツ沢球技場	ニッパツ三ツ沢球技場（旧名称：三ツ沢公園球技場）について、ニッパツと5年間の契約を締結。	平成20年3月	(平成20年契約額) 70,000千円
○山下公園レストハウスの管理運営事業等	公園利用者へのサービス向上のため、山下公園のレストハウス内に売店を設置。運営は、ノウハウを有する民間事業者に委ねることとし、公募により決定。事業者からは、施設の使用料を徴収し、公園の維持管理経費に充当。 また、その他の公園についても、引き続き、経営資源の効果的な活用に向け取り組んでいく。	平成20年7月 (開店)	(平成20年契約額) 9,000千円
○新たな市民農園の開設	農地を買収し、市民農園を開設する事業に取り組む。5年で8ha、1,000㎡当たり農園区画を25区画を用意。	平成21年度	(平成21年度見込み) 12,000千円
○新たな都市公園（借地公園制度）による農園付き公園の整備	公園内に、有料の分区園（農園）を整備し、市民に貸出。詳細については、今後、検討を進めていく。	平成22年度以降	—

「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」 の結果について

個人

調査対象	実施方法	調査期間	回収数 (回収率)
満20歳以上の 市民1万人	住民基本台帳及び外国人登録原票から 無作為抽出し、郵送配付、郵便回収	8月18日～ 8月29日	2,871人 (28.7%)





法人

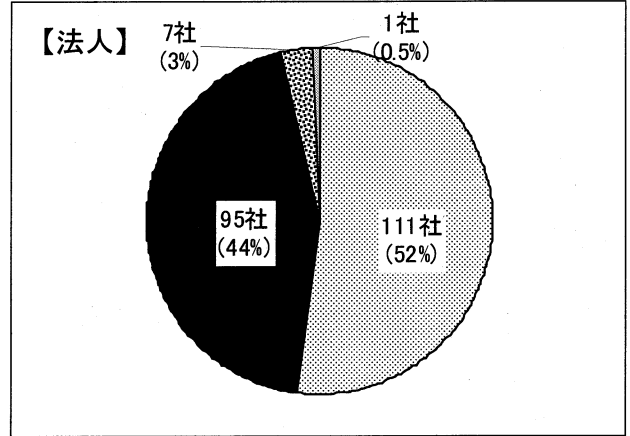
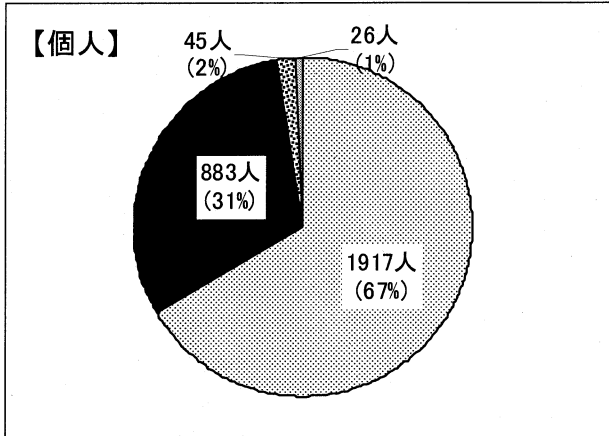
調査対象	実施方法	調査期間	回収数 (回収率)
横浜市内に事務所のあ る法人1千社	法人市民税課税台帳から無作為に抽出 し、郵送配付、郵便回収	8月18日～ 8月29日	214社 (21.4%)

問 1

横浜の緑が減少し続けています。このことについてどうすべきとお考えですか。

個人では、7割近い方が、法人では過半数が「重要課題として取り組むべき」と回答しています。






-  重要課題として取り組むべきだ
-  可能な範囲で対策に取組めばよい
-  減少はやむを得ないので、これまでの対応でよい
-  無回答

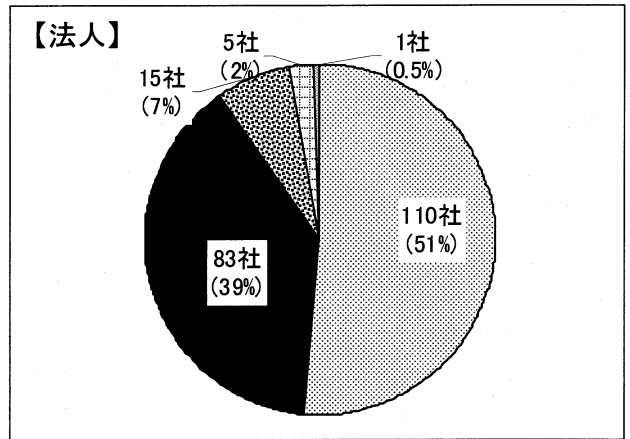
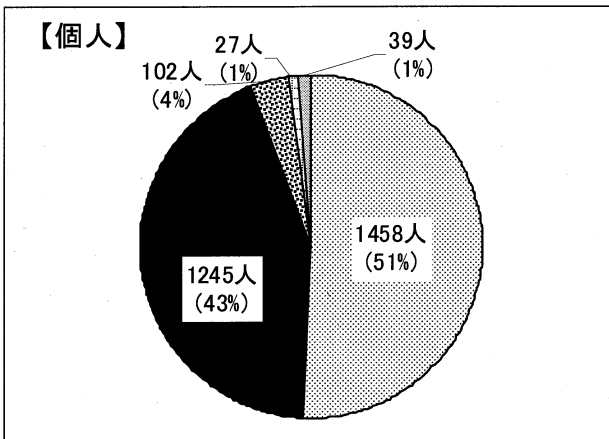


問 2

緑減少の原因・課題として「緑の多くは民有地に依存しており、土地所有者は日常の維持管理や相続などの負担が重く、維持していくことが困難になっている」としています。このことについてどうお考えですか。

個人・法人とも90%以上が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。

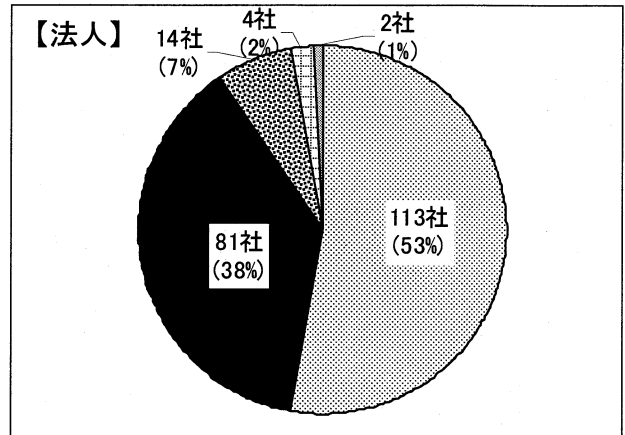
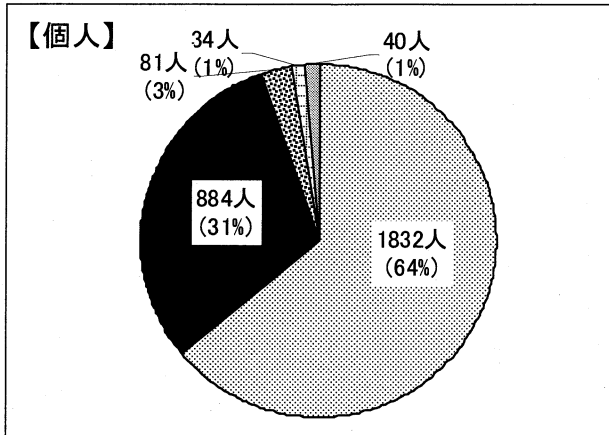
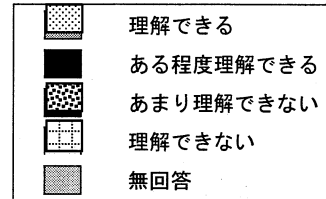
-  理解できる
-  ある程度理解できる
-  あまり理解できない
-  理解できない
-  無回答



問 3

土地所有者や市民の声等をもとに、横浜みどりアップ計画の素案をまとめました。これは、樹林地・農地・緑化の各施策により、質の成果として「大都市だけどふるさつがある横浜」と「街なかに緑あふれる横浜」を、量の成果として「緑の総量（緑被率 31%）を維持しつつ、長期的には向上」を目指すものです。この考え方についてどうお考えですか。

個人・法人とも 90%以上が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



【自由記述】（主な意見）

個人

◆みどりアップ計画全体に関すること（88件）

- ・大都市の中に緑地が多いのは、環境的、社会的にも意義は大きいので、推進してもらいたい。
- ・緑のない街には永住したくない。
- ・「維持」よりも「向上」をメインに考えてほしい。失うのは簡単だが、増やすのは時間がかかるのだから、早めに対策をとるべき。
- ・国として大都市の問題（人口過密等）をとらえるようにもっと働きかけてほしい。

◆計画の目標に関すること（58件）

- ・今のままでは緑が少なすぎるので、緑被率 31%ではなく、35%などもっと上にしてほしい。
- ・「大都市だけどふるさつがある横浜」の意味が抽象的でわからない。
- ・大都市でありながら緑を増やしたいというのは矛盾していると思う。

◆個別施策（樹林地、農地、緑化）に関すること（34件）

- ・公園をもっと増やすべきである。
- ・土地、気候とあった雑木の里山と隣接する体験型の農地、ビオトープがあれば理想的。

◆開発に関すること（29件）

- ・開発事業者の乱開発にしっかり歯止めをかけるべき。
- ・金を出してまで守るべきではない。開発を進めるべきである。

◆その他（62件）

- ・土地所有者と話し合い、市で管理するようにしたらよい
- ・市民が中心になって実現できる計画が良い

法人

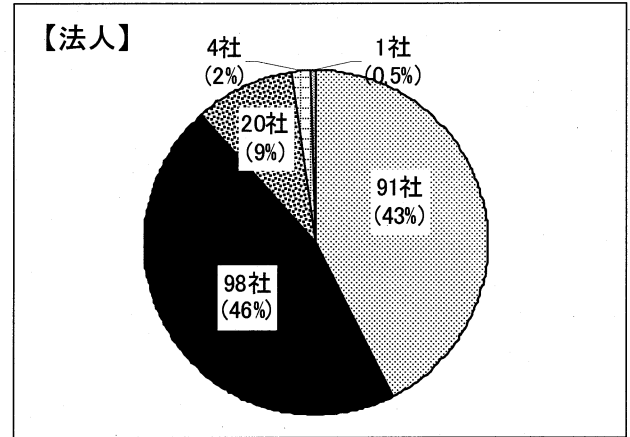
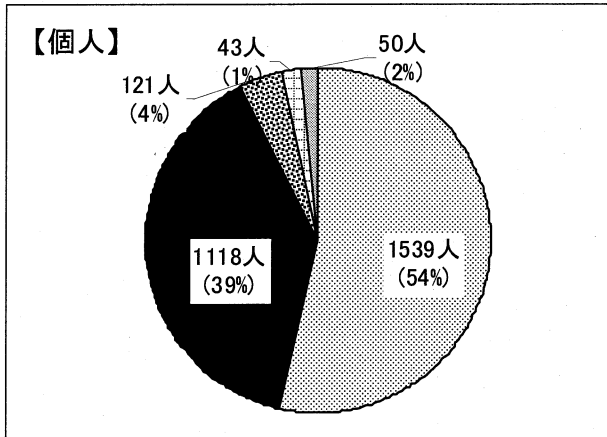
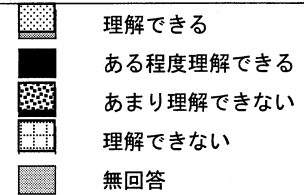
◆みどりアップ計画全体に関すること（8件）

- ・「維持」や「長期的な向上」ではなく、計画的に増やすべき。
- ・民有地に負担・規制するのではなく、国有地・市有地にてまずは実施すべき。

問 4

「樹林地を守る施策」について、樹林地の継続保有の促進といざという時の買取り、維持管理の推進、市民の利活用の促進などを提案しています。これについてどうお考えですか。

個人では約90%を超える方が、法人では90%弱が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



【自由記述】(主な意見)

個人

◆樹林地を守る施策全般に関すること (99 件)

- ・市民に対してよいと思われる形で有効に使用してもらえるのであれば望ましい。
- ・緑地の維持には、現在は行政側の配慮が必須だと考えているため、ぜひとも実現してほしい。
- ・他の自治体の土地を利用し、緑を増やしていけばよい。横浜には樹林地は必要ない。

◆継続保有の促進に関すること (13 件)

- ・小規模樹林地は市民緑地制度等を導入すること等により有効活用してほしい。
- ・篤志の奨励制度の謝意を表す看板は不要。税金補助などで奨励すればよい。

◆維持管理の推進に関すること (53 件)

- ・維持、管理は個人では難しいと思う。援助が必要。
- ・元気な高齢者に協力いただき、公園、樹林地の清掃などの管理を行う。

◆利活用促進に関すること (38 件)

- ・利活用の促進から始めて、市民の理解を得ることが重要だと思う。
- ・利活用については、利用者の負担も考えてよいと思う。

◆確実な担保に関すること (43 件)

- ・個人で土地を持ち続けるのは負担が大きいこともあるので、積極的に行政が買い取るべき。
- ・買取りはあまりに資金が必要となるのではないかな。

◆その他 (31 件)

- ・市民への周知がもっと必要。
- ・マンションを増やしてほしい。許可基準を厳しくするべき。

法人

◆樹林地を守る施策全般に関すること (6 件)

- ・手をつけやすい樹林地に重点を置くのではなく、街なかに重点を置く方がよい。

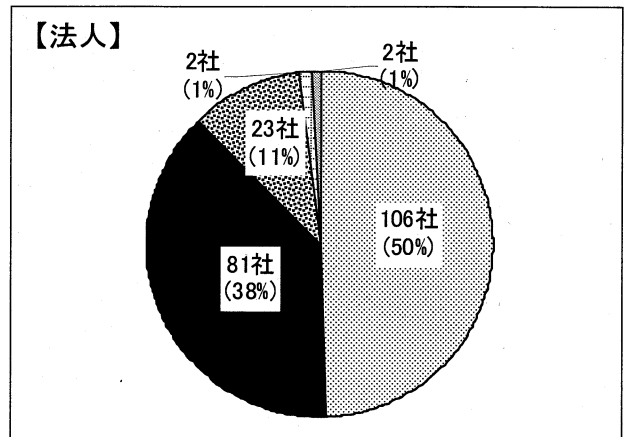
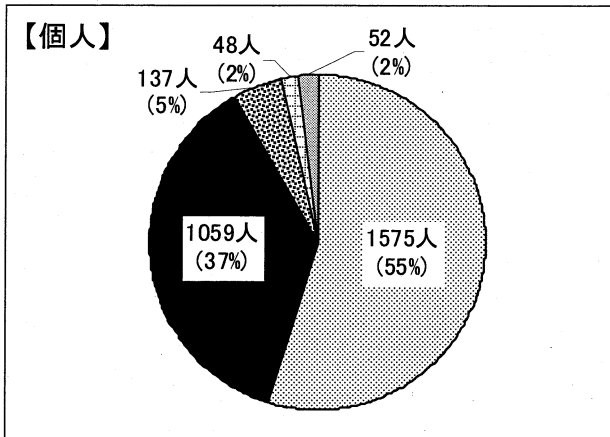
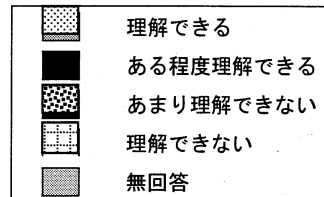
◆その他 (6 件)

- ・買取り額の適正化、運用の透明化が必要。

問5

「農地を守る施策」について、農地の継続保有の促進といざという時の買取り、地産地消の推進、農地保全、担い手育成などを提案しています。これについてどうお考えですか。

個人では約90%を超える方が、法人では90%弱が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



【自由記述】(主な意見)

個人

◆農地を守る施策全体に関すること (97件)

- ・農業の生産性向上の観点から小規模で点在する農地所有の再整備等大きな政策が必要。
- ・小学生などに授業で農作業をする機会をぜひ設けてほしい。
- ・農業は横浜で推進する必要はない。地方に任せた方が良い。

◆継続保有の促進に関すること (12件)

- ・農地付きの公園というアイデアはとても素敵だと思うので、拡大するべき。

◆農業振興に関すること (69件)

○地産地消に関すること (42件)

- ・地産地消など生産者、消費者にとっても大切。品質面、コスト面で納得できる農産物が作れるよう市がバックアップすることは有意義だと思う。
- ・地元の野菜を安心して食べられるとよいが、なかなか手に入らない。

○その他 (27件)

- ・食の自給のため、行政が積極的に推進してほしい。

◆農地保全に関すること (31件)

- ・不法投棄のパトロールは民間や役所だけでなく、警察ももっと協力してほしい。

◆担い手の育成に関すること (60件)

- ・作農者や地元を結ぶネットワークを作った方がいいと思う。
- ・農地保全には農業の企業参入等も必要。

◆確実な担保に関すること (64件)

- ・農地に触れることに興味のある人は多いと思うので、農地の貸出等が増えるといいと思う。
- ・農地保全を推進するのであれば、買取り案はおかしいのでは。

法人

◆農地を守る施策全体に関すること (8件)

- ・農地を守る仕組みづくりになっていない。緑が減らない使い方に対し優遇するような仕組みが必要。

◆農業振興に関すること (6件)

- ・まずは農作物がたくさん売れる施設等を考えるべきでは。

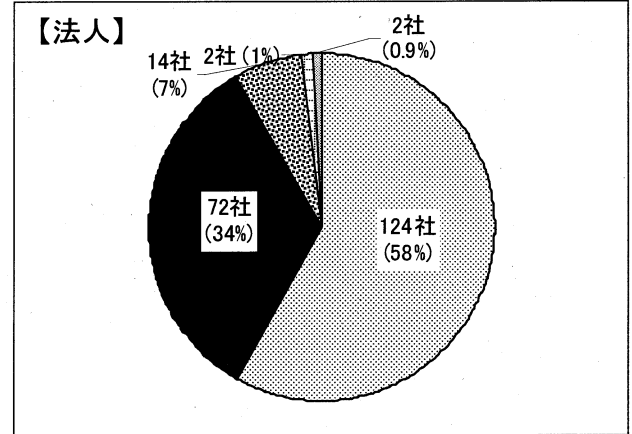
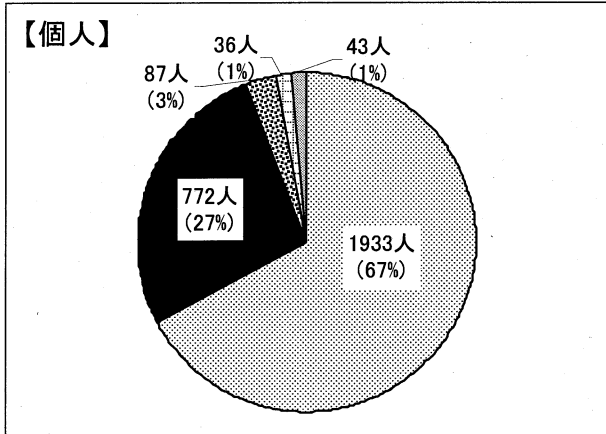
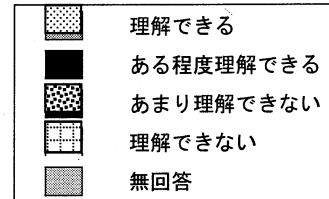
◆確実な担保に関すること (5件)

- ・国レベルにて、農業施策などで積極的に対策を打つべき。

問 6

「緑をつくる施策」について、地域ぐるみの緑化推進、学校等の校庭の芝生化、街路樹の魅力アップ、民有地の緑化推進などを提案しています。これについてどうお考えですか。

個人・法人の90%以上が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



【自由記述】（主な意見）

個人

◆緑化施策全体に関すること（101件）

- ・横浜郊外ばかり緑化しても不十分であり、今後、横浜中心部の緑化に力を入れてほしい。
- ・日常生活で最も緑を実感できる内容と思うので、無理のない範囲で緑化が進めばよいと思う。

◆地域緑のまちづくりに関すること（34件）

- ・自治会や学校等の単位で現地の緑を管理するルールなどを作れば緑も自然と増えると思う。

◆校庭の芝生化に関すること（94件）

- ・校庭の芝生化は、青少年の育成にとってもプラスになる面が多いと思う。
- ・養生期間は遊べないと聞くので、全面芝生化には疑問だ。
- ・校庭の芝生化は、手入れが大変で、また、費用がかかる。

◆公共施設に関すること（24件）

- ・市の施設から屋上緑化などあらゆるところに緑を取り入れ、緑の美しさを子供達に見せてほしい。

◆民有地の緑化に関すること（27件）

- ・公共施設や個人だけでなく、ビル等を保有する法人へも積極的に緑化推進施策を展開するべき。

◆街路樹に関すること（46件）

- ・一番身近に感じる施策なので、街路樹の管理等、街の緑を増やす施策を進めてほしい。
- ・街路樹の管理がなっていない。現在の維持を良くすることに力を入れてほしい。

◆その他（42件）

- ・宅地開発をする時点で、緑をつぶさず、維持したり増やすことを考えるべき。
- ・維持できることを条件にした方がよい。手入れに余計な予算がかかるのでは。

法人

◆緑化施策全体に関すること（12件）

- ・既に市全体が住宅地になっているのだから、日常的に緑に触れている生活ができるように、緑化に重点を置くべき。

◆その他（8件）

- ・校庭等の芝生化を推進し、街路樹の魅力をアップするには、もっと維持管理をしっかり行い、常に良好な状態を保持していく必要がある。
- ・学校等でもっともっと緑についての教育が必要であると思う。

個人
問 7

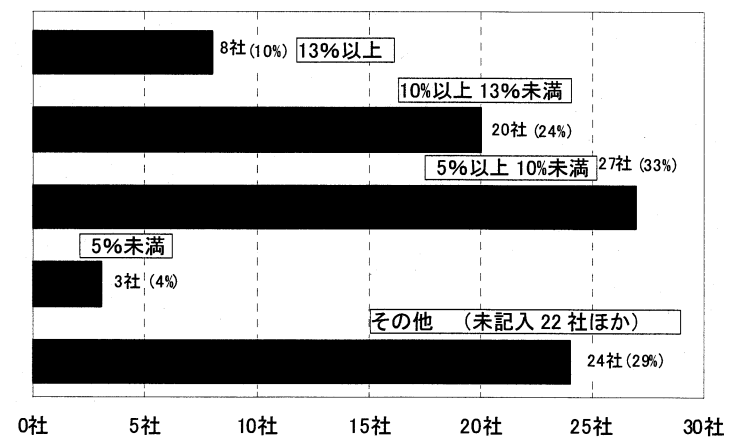
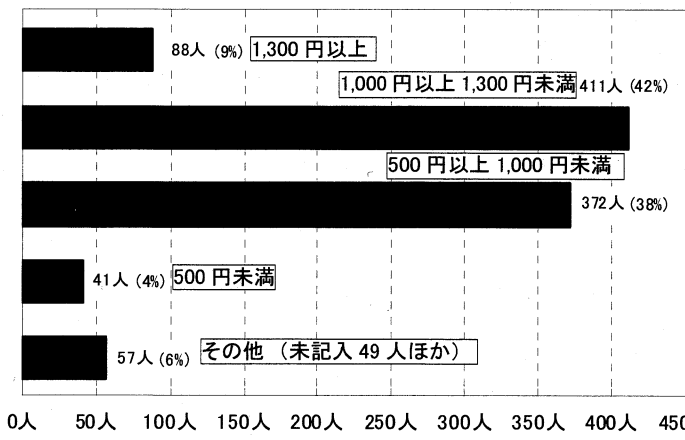
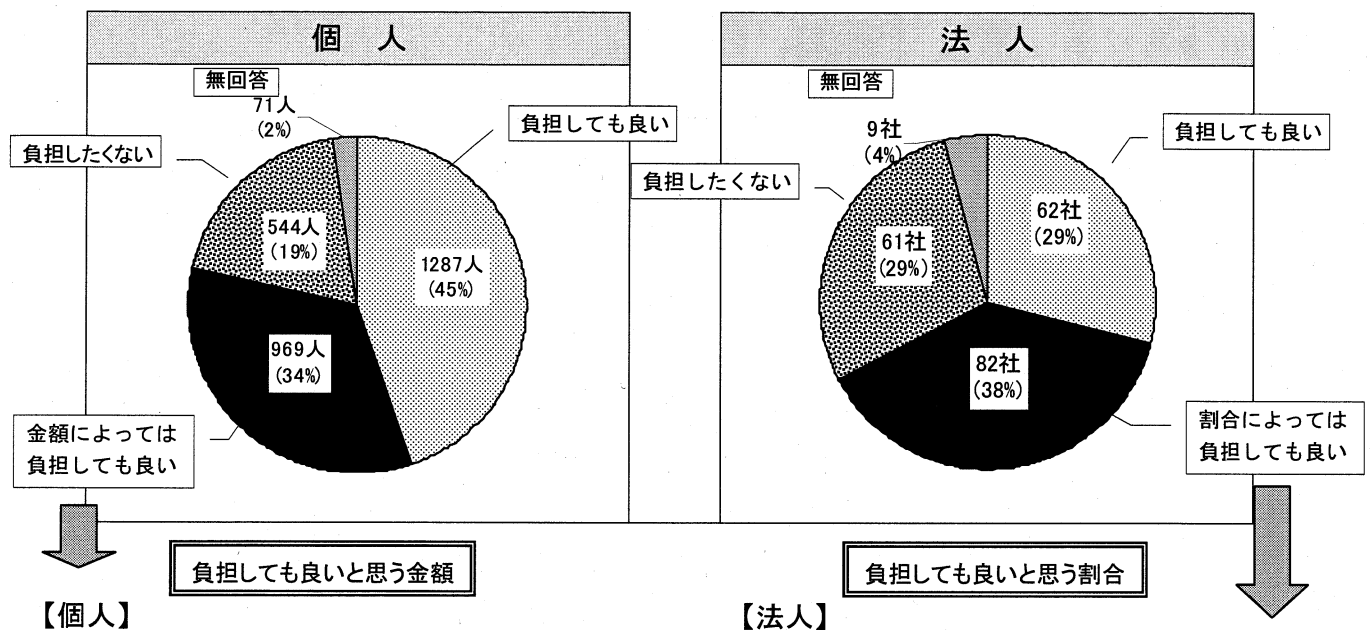
横浜みどりアップ計画の推進には、安定した新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て、市民(個人・法人)の皆様へ新たな負担としてお願いする場合、個人では年間1,300円程度になると試算されます。この額を負担することについて、どのようにお考えですか。

法人
問 7

横浜みどりアップ計画の推進には、安定した新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て、市民(個人・法人)の皆様へ新たな負担としてお願いする場合、法人では年間均等割額の13%程度(6,500円~390,000円：別紙をご覧ください)になると試算されます。この割合を負担することについて、どのようにお考えですか。

1,300円について「負担しても良い」が45%、また「金額によっては負担しても良い」34%、「負担したくない」19%となっています

均等割額の13%程度の負担について「負担しても良い」が29%、また「割合によっては負担しても良い」38%、「負担したくない」29%となっています



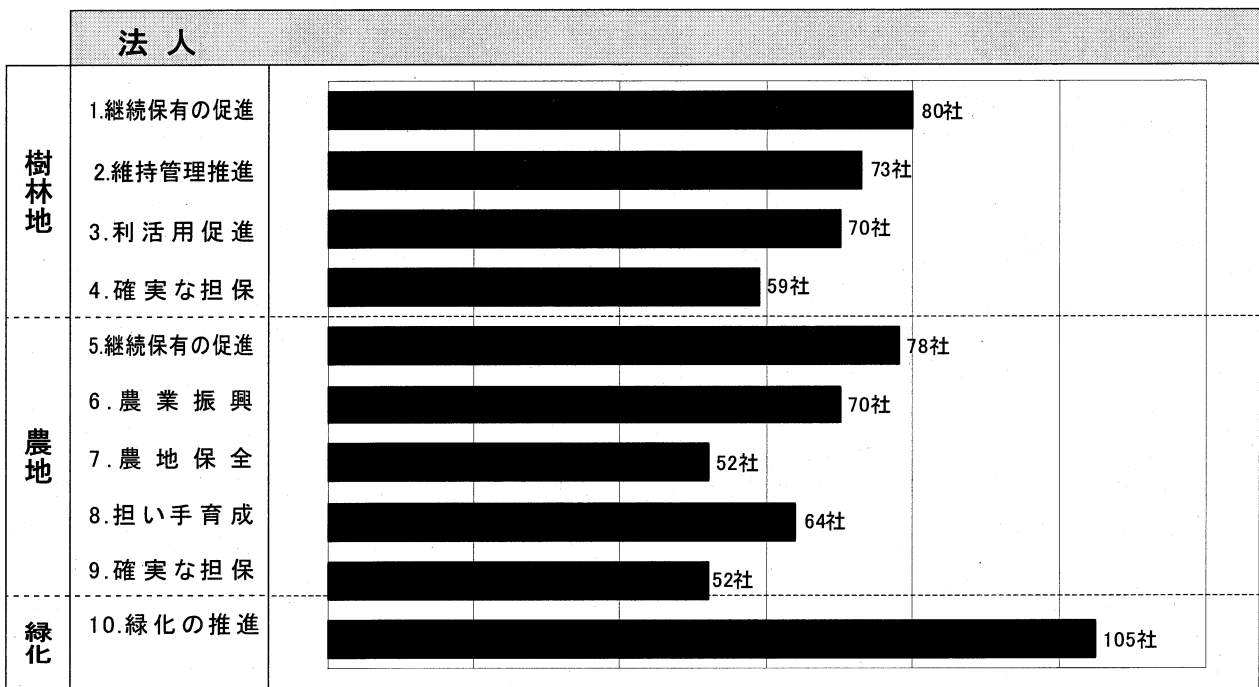
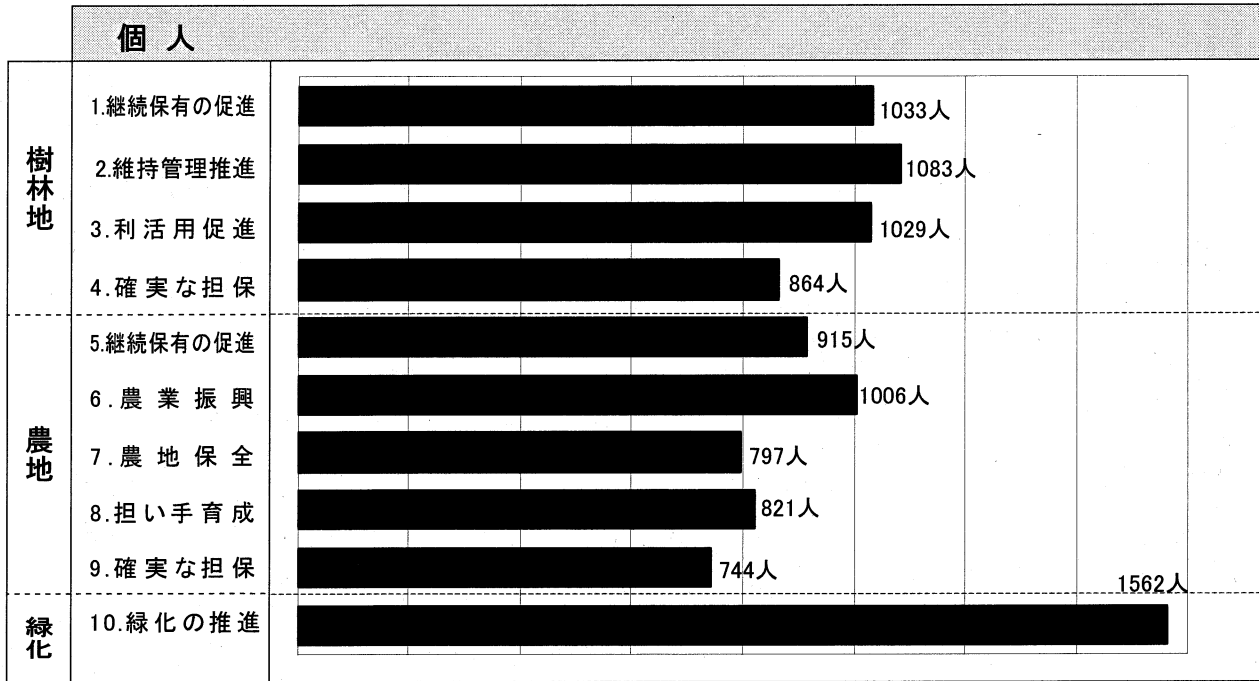
主な「負担したくない」理由

個人
「計画に意義が感じられないから」等の施策に反対の理由 (32件)、「財政努力で施策実行をして欲しい」「寄付により行って欲しい」等の財源確保策に関する理由 (320件)、「用途が不明であるため」等の用途に関する理由 (27件)、「年金生活で苦しいから」等の経済的理由 (140件)、未記入等 (25件)

法人
「税での追加負担を求めないで施策実行をして欲しい」等の財源確保策に関する理由 (39件)、「経営が不振であるため」等の経済的理由 (16件)、未記入等 (6件)

問 8

市民の皆様から費用負担をお願いする場合、横浜みどりアップ計画のうち、どのような取組みに優先して活用すべきと思いますか（複数回答可）



個人

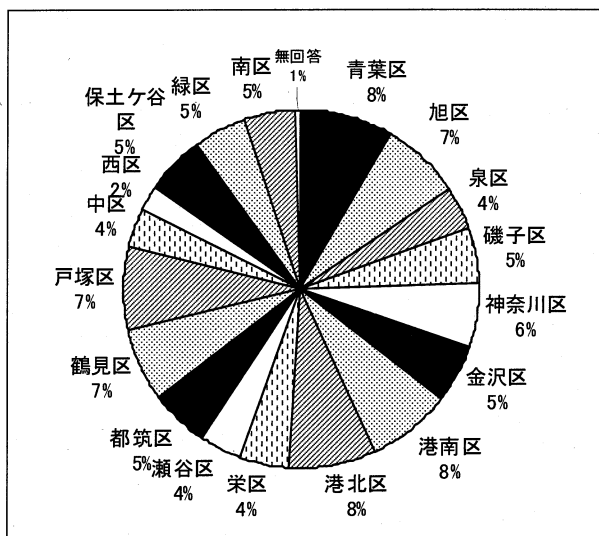
- ◆緑施策の推進に関する意見（302件）
 - ・ 緑豊かな町にして欲しい。
 - ・ 公園を多くして欲しい。
 - ・ 屋上緑化や個人宅の緑化を推進して欲しい。
 - ・ 校庭の芝生化をして欲しい。
- ◆緑の保全に関する規制などを望む意見（142件）
 - ・ マンション建設を規制して欲しい。
 - ・ 建設時の緑化の義務が必要である。
- ◆税負担以外の方策に関する意見（75件）
 - ・ 寄付制度を創設して行うべき。
 - ・ ボランティア等を活用すべき。
- ◆新たな税負担への賛同（6件）
 - ・ 緑の維持には税の負担も必要と考える。
- ◆新たな税負担への反対意見（203件）
 - ・ 施策には賛同するがすぐに市民負担を求めるべきではない。
 - ・ 年金生活であるため追加負担は困る。
 - ・ 無駄な支出の削減等による財源確保をすべき。
- ◆使途に関する意見（59件）
 - ・ 負担する場合、確実に緑施策に使って欲しい。
 - ・ 使途を市民に対して明確にして欲しい。
- ◆その他（246件）
 - ・ 市民への更なる周知や一人ひとりの意識改革が必要である。
 - ・ 子供への環境に関する教育を充実すべき。
 - ・ 緑の減少に対する不安
 - ・ 緑施策に直接つながらない意見など

法人

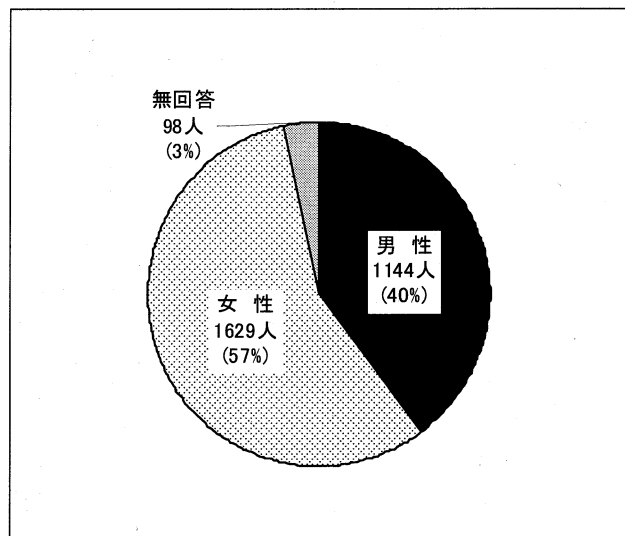
- ◆緑施策の推進に関する意見（24件）
 - ・ 緑化の推進が大切だと思う。
 - ・ 都市部の緑化が大切だと思う。
- ◆緑の保全に関する規制などを望む意見（8件）
 - ・ マンション建設を規制して欲しい。
 - ・ 建設時の緑化の義務が必要である。
- ◆税負担以外の方策に関する意見（13件）
 - ・ 募金制度により行うべき。
 - ・ 開発者などの原因者負担を求めるべきだ。
- ◆新たな税負担への反対意見（14件）
 - ・ 新たな税負担なしで行って欲しい。
 - ・ 経営が苦しいのでやめてほしい。
- ◆その他（5件）
 - ・ 周知が不足している。
 - ・ 緑施策に直接つながらない意見など

個人

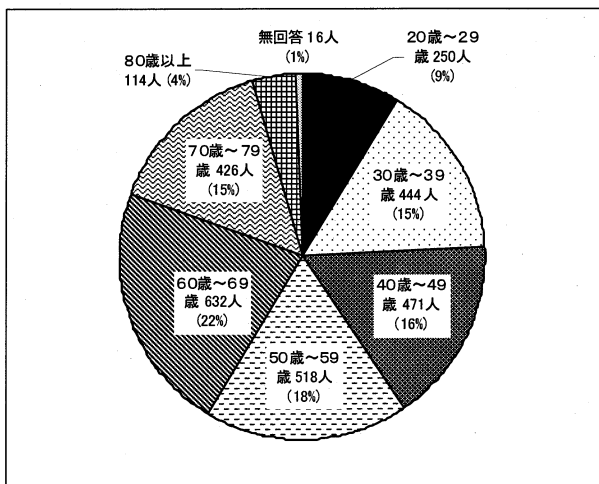
問10 あなたは現在どちらにお住まいですか



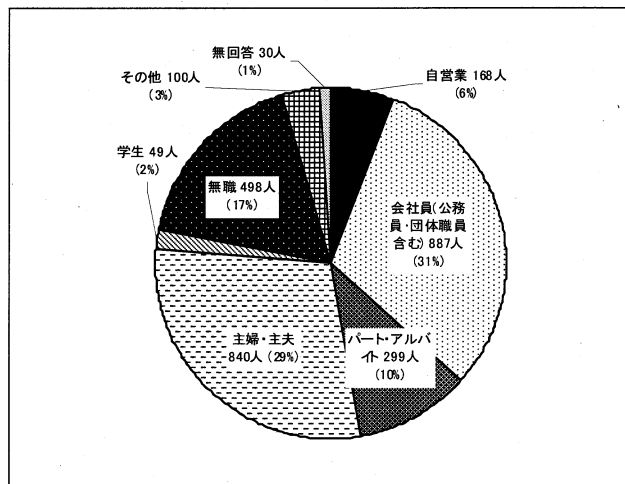
問11 あなたの性別は？



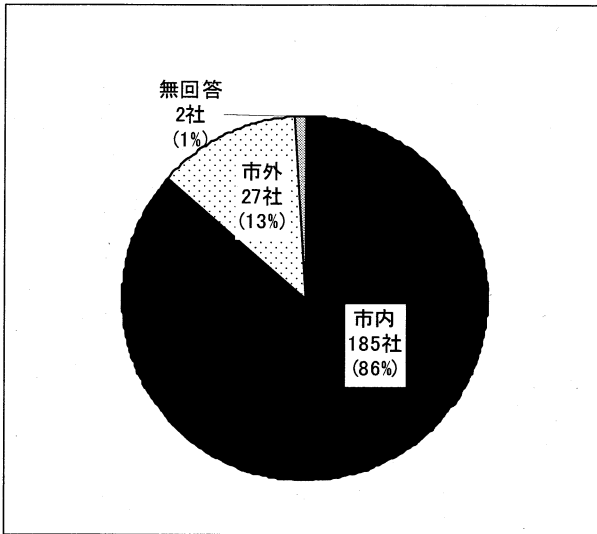
問12 あなたの年齢はおいくつですか



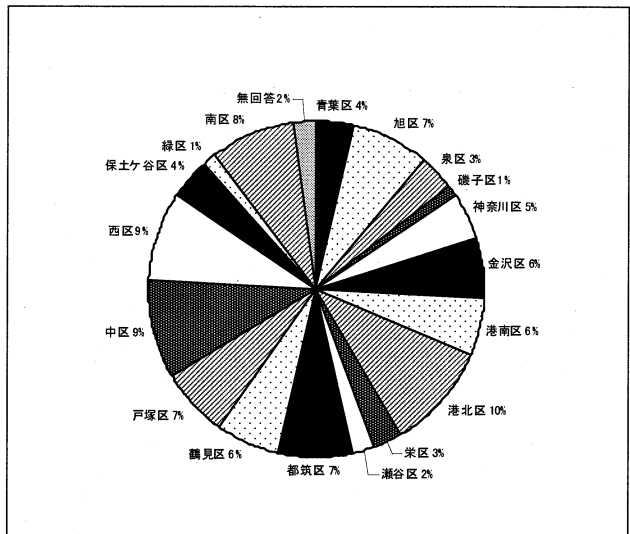
問13 あなたのご職業は何ですか



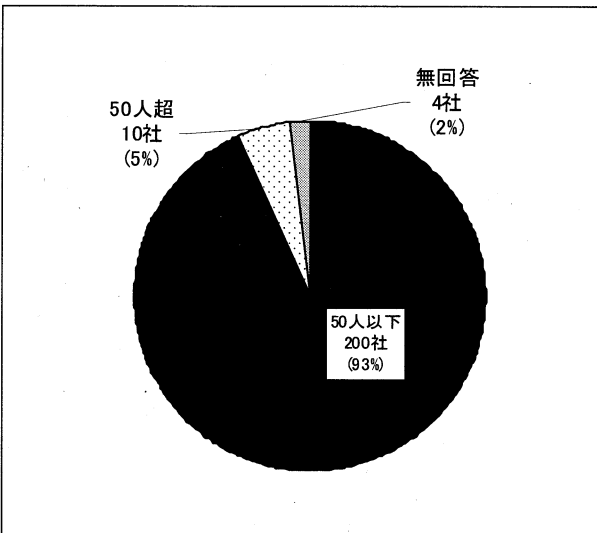
問 10 本社は横浜市内ですか 市外ですか



問 11 主たる事業所はどちらにありますか



問 12 問 11 の事業所の従業者数は何人ですか



問 13 資本金はおいくらですか

